

【公報種別】登録実用新案公報の訂正

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成12年10月24日(2000.10.24)

【登録番号】実用新案登録第3070253号(U3070253)

【登録日】平成12年4月26日(2000.4.26)

【登録公報発行日】平成12年7月28日(2000.7.28)

【年通号数】登録実用新案公報12-61

【出願番号】実願2000-80(U2000-80)

【訂正要旨】テキストファイルにおいて代理人の氏名又は名称中、姓の脱落につき下記の通り全文を訂正する。

【国際特許分類第7版】

B65D 5/50

【FI】

B65D 5/50 C

【記】別紙のとおり

(19)日本国特許庁(JP)

(12)登録実用新案公報(U)

(11)実用新案登録番号  
実用新案登録第3070253号  
(U3070253)

(45)発行日 平成12年7月28日(2000.7.28)

(24)登録日 平成12年4月26日(2000.4.26)

(51)Int.Cl.<sup>7</sup>  
B 6 5 D 5/50

識別記号

F I  
B 6 5 D 5/50

C

評価書の請求 未請求 請求項の数 2 O L (全 10 頁)

(21)出願番号 実願2000-80(U2000-80)

(22)出願日 平成12年1月13日(2000.1.13)

(73)実用新案権者 593188327

株式会社スマイル

東京都豊島区東池袋3丁目1番1号

(73)実用新案権者 397051139

有限会社サンエコーエンジニアリング

埼玉県戸田市笹目8丁目11番8号

(72)考案者 細渕 秀明

埼玉県戸田市笹目8丁目11番8号 有限会

社サンエコーエンジニアリング内

(74)代理人 100068607

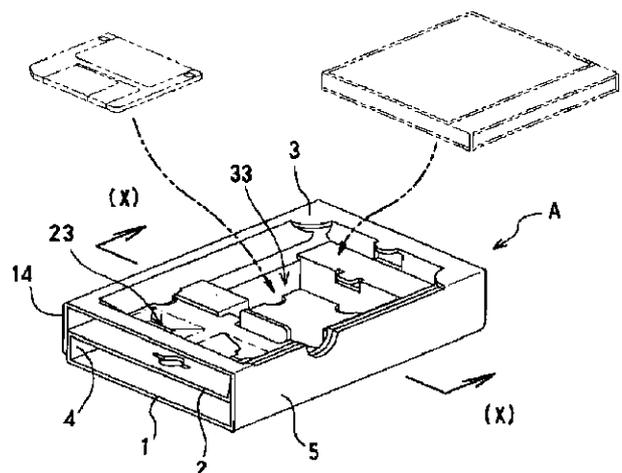
弁理士 早川 政名 (外4名)

(54)【考案の名称】 紙製収納箱

(57)【要約】

【課題】一枚のシート状基材の要所の折り曲げ、貼り着  
けで形成され、梱包現場で容易に組み立てでき、十分な  
収納機能を持った紙製収納箱を提供する。

【解決手段】中間壁2を折線8で折り曲げて底壁1上に  
重ね、接着片11を側壁5の内面に貼り着け、上縁壁3  
を折線9で折り曲げて中間壁2上に重ね、接着片14を  
側壁11の外面に貼り着けた状態で形成し、この状態で  
製品の梱包現場に搬入する。梱包現場では折線6,7を  
折り曲げて左右の側壁4,5を立上げるだけで箱形状の  
紙製収納箱Aを組立てることが出来る。



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】 紙製板材からなる一枚のシート状基材 (a) の要所の折り曲げと貼り着けにより、少なくとも底壁 (1) と、該底壁の上方に位置する中間壁 (2) と、該中間壁の上方に位置する上縁壁 (3) と、左右の側壁 (4, 5) を有すると共に、前記上縁壁と中間壁の間及び中間壁と底壁の間に、物品収納用の複数の凹部を有する箱形状に組み立てられる紙製収納箱であって、底壁 (1) の左右側縁に折線 (6, 7) を介して左右の側壁 (4, 5) を接続し、一方の側壁 (4) の外縁に折線 (8) を介して中間壁 (2) を連設し、他方の側壁 (5) の外縁に折線 (9) を介して上縁壁 (3) を連設し、中間壁 (2) の外縁には折線 (10) を介して一方の接着片 (11) を連設すると共に、該一方の接着片の内面には前記他方の側壁 (5) の内面に接着する接着代 (12) を備え、上縁壁 (3) の外縁には折線 (13) を介して他方の接着片 (14) を連設すると共に、該他方の接着片の内面には、前記一方の側壁 (4) の外面に接着する接着代 (15) を備え、中間壁 (2) を折線 (6) で折り曲げて底壁 (1) 上に重ねると共に、一方の接着片 (11) を他方の側壁 (5) の内面に貼り着け、上縁壁 (3) を折線 (9) で折り曲げて前記の如く折り曲げた中間壁 (2) 上に重ねると共に、他方の接着片 (14) を一方の側壁 (4) の外面に貼り着け、さらに折線 (7, 8, 10, 13) を折り曲げて左右の側壁 (4, 5) を立上げて箱形状に組立てるよう構成し \*

\* た紙製収納箱。

【請求項2】 中間壁 (2) と上縁壁 (3) に切線と折線を所定箇所に複数設けて凹部形成片 (22, 32) を形成し、それら凹部形成片を折線に沿って内側へ折り曲げて、上縁壁と中間壁の間及び中間壁と底壁の間に物品収納用の複数の凹部 (23, 33) を形成するよう構成した請求項1記載の紙製収納箱。

【図面の簡単な説明】

【図1】 展開状態を示す斜視図。

【図2】 組み立て途中状態を示す斜視図。

【図3】 組み立て途中状態を示す斜視図。

【図4】 組立て途中状態を示す斜視図。

【図5】 組立て途中状態を示す斜視図。

【図6】 組立て完了状態を示す斜視図。

【図7】 図6の(X)-(X)線に沿う拡大断面図。

【符号の説明】

A：紙製収納箱

a：シート状基材

1：底壁

2：中間壁

3：上縁壁

4：一方の側壁

5：他方の側壁

6, 7, 8, 9, 10, 13：折線

11：一方の接着片

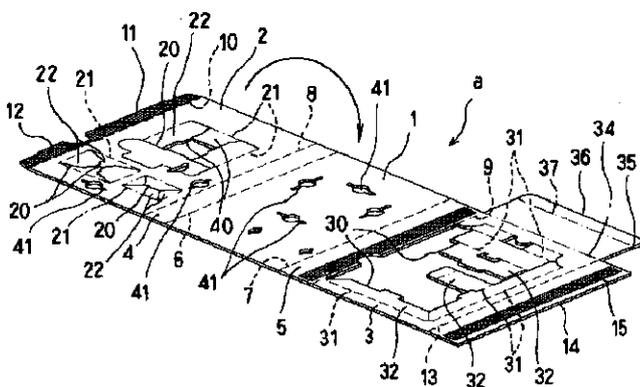
14：他方の接着片

12, 15：接着代

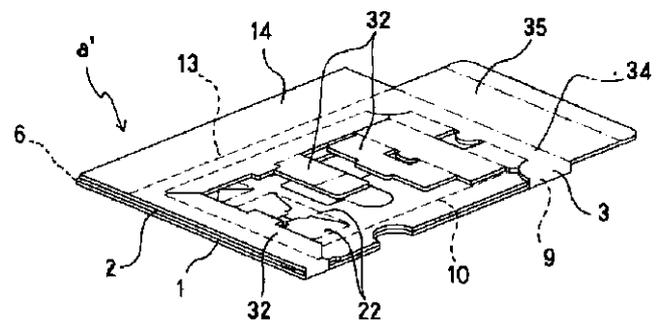
22, 32：凹部形成片

23, 33：凹部

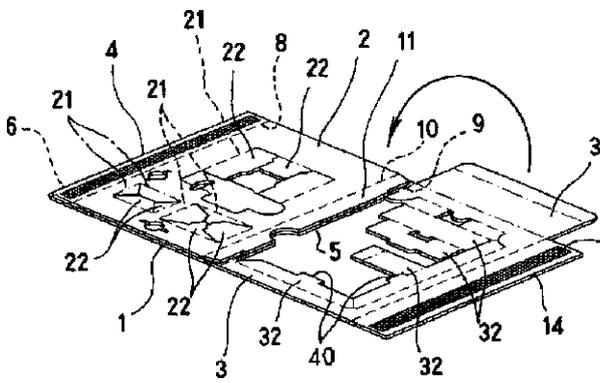
【図1】



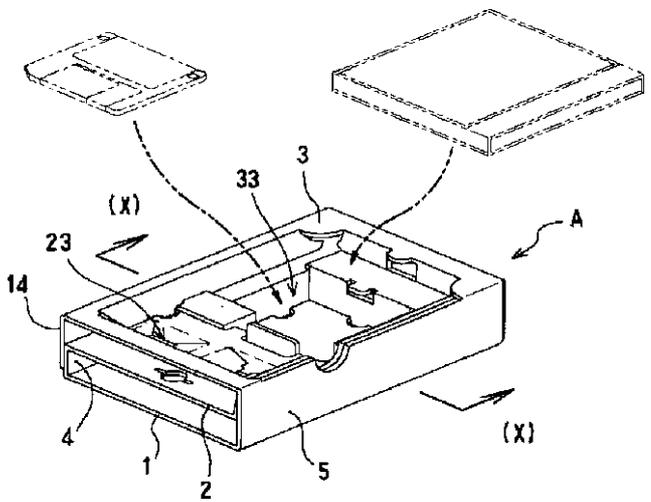
【図3】



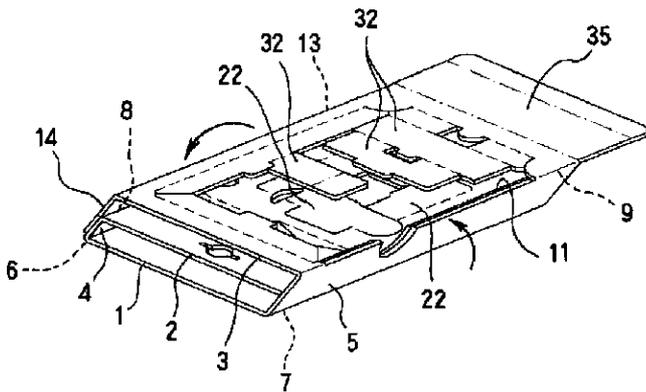
【図2】



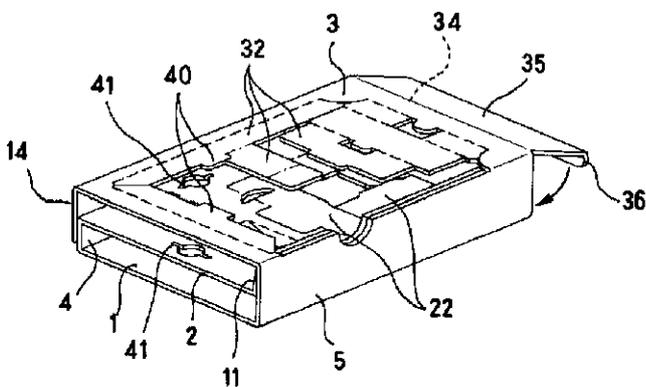
【図6】



【図4】



【図5】





**【考案の詳細な説明】****【0001】****【考案の属する技術分野】**

本考案は、例えばパソコンや携帯電話その他の各種電子応用機器などの付属機器などを収納するための複数の収納凹部を備えた紙製の収納箱に関する。

**【0002】****【従来技術】**

例えば、パソコンにデータを取り込むためのスキャナーなどの付属機器は、スキャナー本体とその付属部品に加え、その作動用プログラムを格納したフロッピーディスクやCD ROM、取り扱い説明書などと共に紙製の外箱（化粧箱）に収納されて販売されている。

このように多数の物品を一つの外箱内に収納する場合、従来においては、ウレタンフォームや発泡スチロール製の収納箱が用いられていたが、近年では廃棄後の処理が難しく環境に対する悪影響が懸念され、使用を制限する方向にある。

**【0003】**

このような樹脂製収納箱の代替品として近年、段ボール等の紙製板材からなるシート状基材を折り曲げて組み立てる紙製収納箱が各種提案されているが、従来の紙製収納箱は、組立てに際し複数箇所の折り曲げや貼り着けが必要であり、組立てに手間がかかるという問題があった。

このような状況に対し、製品の梱包現場で容易に組み立てることができる紙製収納箱が要望されている。

**【0004】**

本考案は上述したような従来事情に鑑みなされたもので、その目的とする処は、一枚のシート状基材の要所の折り曲げ、貼り着けで形成されると共に、梱包現場において容易に組み立てることが出来、また十分な収納能力を備えた紙製収納箱を提供することにある。

**【0005】****【課題を解決するための手段】**

上述の目的を達成するために、本考案の請求項1に係る紙製収納箱は、紙製板

材からなる一枚のシート状基材の要所の折り曲げと貼り着けにより、少なくとも底壁と、該底壁の上方に位置する中間壁と、該中間壁の上方に位置する上縁壁と、左右の側壁を有すると共に、前記上縁壁と中間壁の間及び中間壁と底壁の間に、物品収納用の複数の凹部を有する箱形状に組み立てられる紙製収納箱であって、

底壁の左右側縁に折線を介して左右の側壁を接続し、一方の側壁の外縁に折線を介して中間壁を連設し、他方の側壁の外縁に折線を介して上縁壁を連設し、

中間壁の外縁には折線を介して一方の接着片を連設すると共に、該一方の接着片の内面には前記他方の側壁の内面に接着する接着代を備え、

上縁壁の外縁には折線を介して他方の接着片を連設すると共に、該他方の接着片の内面には、前記一方の側壁の外面に接着する接着代を備え、

中間壁を折線で折り曲げて底壁上に重ねると共に、一方の接着片を他方の側壁の内面に貼り着け、

上縁壁を折線で折り曲げて前記の如く折り曲げた中間壁上に重ねると共に、他方の接着片を一方の側壁の外面に貼り着け、

さらに折線を折り曲げて左右の側壁を立上げて箱形状に組立てられることを要旨とする。

#### 【0006】

このような構成によれば、予め、中間壁(2)を折線(6)で折り曲げて底壁(1)上に重ねると共に、一方の接着片(11)を他方の側壁(5)の内面に貼り着け、さらに上縁壁(3)を折線(9)で折り曲げて前記の如く折り曲げた中間壁(2)上に重ねると共に、他方の接着片(14)を一方の側壁(4)の外面に貼り着けた状態、すなわち、偏平な折り畳み状態に形成し、この状態で製品の梱包現場に搬入すれば、梱包現場においては、折線(7, 8, 10, 13)を折り曲げて左右の側壁(4, 5)を立上げるだけで箱形状の紙製収納箱(A)を組立てることが出来る。

#### 【0007】

また本考案の請求項2では、請求項1の構成に加え、中間壁(2)と上縁壁(3)に切線と折線を所定箇所に複数設けて凹部形成片(22, 32)を形成し、

それら凹部形成片を折線に沿って内側へ折り曲げて、上縁壁と中間壁の間及び中間壁と底壁の間に物品収納用の複数の凹部（23，33）を形成するようにしたことを要旨とする。

【0008】

このように構成した場合、請求項1に係る作用で述べたように箱形状の紙製収納箱（A）を組立てた後、さらに凹部形成片（22，32）を折線に沿って内側へ折り曲げるだけで、上縁壁と中間壁の間及び中間壁と底壁の間に物品収納用の複数の凹部（23，33）を形成することができる。

【0009】

本考案に係る紙製収納箱は、この種技術分野で周知な紙製板材からなるシート状基材の要所の折り曲げと貼り着けにより作製されるが、該紙製板材としては通常積層段ボールが用いられているが、これに限定されるものではない。

【0010】

【考案の実施の形態】

以下、本考案の実施の形態の一例を図面に基づいて説明する。

本例の紙製収納箱Aの組立て完成状態は図6に示されるが、その組立て順序を図1～図5にそって説明する。

【0011】

図1は紙製収納箱Aの展開状態におけるシート状基材aを示す。

シート状基材aは、底壁1を中心として、その左右側縁に折線6，7を介して左右の側壁4，5が接続される。

一方の側壁4の外縁には折線8を介して中間壁2が連設され、他方の側壁5の外縁には折線9を介して上縁壁3が連設される。

【0012】

中間壁2の外縁には折線10を介して一方の接着片11が連設され、該一方の接着片11の内面には他方の側壁5の内面に接着する接着代12を設ける。

【0013】

上縁壁3の外縁には折線13を介して他方の接着片14が連設され、該他方の接着片14の内面には、一方の側壁4の外面に接着する接着代15を設ける。

## 【0014】

上述した中間壁2には、切線20と折線21を所定箇所に複数設けて凹部形成片22を複数形成し、それら凹部形成片22を折線21に沿って内側へ折り曲げることで、中間壁2と底壁1の間に物品収納用の複数の凹部23を形成し得るようになる。

## 【0015】

上縁壁3には、切線30と折線31を所定箇所に複数設けて凹部形成片32を複数形成し、それら凹部形成片32を折線31に沿って内側へ折り曲げることで、上縁壁3と中間壁2の間に物品収納用の複数の凹部33を形成し得るようになる。

## 【0016】

また上縁壁3には、前後どちらかの縁部、本例では後縁部分に折線34を介して蓋板35を接続する。

## 【0017】

図中の符号40は、上述した凹部形成片22, 32の下縁部分に設けた係止凸部で、これら係止凸部40は、底壁1又は中間壁2の対応する箇所に設けた係止凹部41に差込係合することで、夫々の凹部形成片22, 32の折り込み状態を保持し得るよう形成する。

## 【0018】

このように形成されたシート状基材aにおいて、中間壁2を折線6で折り曲げて底壁1上に重ねると共に、一方の接着片11における接着代12を接着剤等で他方の側壁5の内面に貼り着け(図1～図2参照)、次いで上縁壁3を折線9で折り曲げて前記の如く折り曲げた中間壁2上に重ねると共に、他方の接着片14における接着代15を接着剤等で一方の側壁4の外面に貼り着け(図2～図3参照)、図3に示すような偏平折り畳み状の中間基材a'を形成する。

## 【0019】

この中間基材a'の作製は収納箱の成形現場で行なわれ、該中間基材a'を物品の梱包現場に搬送する。

物品の梱包現場においては、折線7, 8, 10, 13を折り曲げて左右の側壁

4, 5を立上げれば、箱形状の紙製収納箱Aを組立てることができる(図4~図5参照)。

さらに蓋板35を折線34に沿って下方へ折り曲げ、蓋板35先端に設けた差込み片36を折線37に沿って内側へ折り曲げて底壁1上に差込むことで、紙製収納箱Aの組立て状態を保持することができる。

その後、夫々の凹部形成片22, 32を折線21, 31に沿って内側へ折り曲げることで、上縁壁3と中間壁2の間及び中間壁2と底壁1の間に、物品収納用の凹部23, 33が形成される。

#### 【0020】

物品収納用の凹部23, 33は、折線21, 31と切線22, 32を設ける箇所と数によってその大きさや深さを適宜に設定できる。

本例においては、パソコンにデータを取り込むためのスキャナー本体と付属部品に加え、その作動用プログラムを格納したフロッピーディスクやCD ROM、取り扱い説明書などを収納する紙製収納箱Aを示し、物品収納用の凹部23, 33はこれらの物品を収納可能なように構成される。

#### 【0021】

##### 【考案の効果】

本考案は以上説明したように構成したので、下記の効果を有する。

請求項1に係る紙製収納箱は、一枚のシート状基材の要所の折り曲げと貼り着けにより、偏平な折り畳み形状に予め形成され、この状態で製品の梱包現場に搬入することで、梱包現場においては、折線を折り曲げて左右の側壁を立上げるだけの極めて容易な作業により箱形状の紙製収納箱を組立てることが出来る。

#### 【0022】

請求項2に係る紙製収納箱は、前記の如く箱形状の紙製収納箱を組立てた後、さらに凹部形成片を折線に沿って内側へ折り曲げるだけで、上縁壁と中間壁の間及び中間壁と底壁の間に物品収納用の複数の凹部を形成することができる。

よって、梱包現場において容易に組み立てることが出来ると共に、十分な収納能力を備えた紙製収納箱を提供することができた。